

しゃかいふくしほうじん さんいんかていがくいん  
 社会福祉法人 山陰家庭学院  
 じゅうようじこうせつめいしよ  
**重要事項説明書**

グループホーム ひまわりの家 (かえで)  
きょうどうせいかつえんじよじぎょう まつえししてい だい  
 (共同生活援助事業 松江市指定 第3220100048号)

あなたに対する共同生活援助事業サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて  
 当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

**1. サービスを提供する事業者**

めい しょう 名 称	しゃかいふくしほうじん さんいんかていがくいん 社会福祉法人 山陰家庭学院
ほうじんしよざいち 法人所在地	しまねけんまつえししまねちやうおわし 島根県松江市島根町大芦5707
でんわばんごう 電話番号	TEL 0852-85-3603 FAX 0852-85-3604
だいひようしゃしめい 代表者氏名	りじちやう さわ しんご 理事長 澤 真吾
せつりつねんげつ 設立年月	めいじ ねん がつ 明治34年4月

**2. 利用施設**

じぎょうしよ しゆるい 事業所の種類	していきょうどうせいかつえんじよ かいご ほうかつがた 指定共同生活援助 (介護サービス包括型)
じぎょうしよ めいしやう 事業所の名称	ひまわりの家 (かえで)
じぎょうしよ しよざいち 事業所の所在地	しまねけんまつえしにしかわつちやう 島根県松江市西川津町2559-2
れん らく さき 連絡先	でんわばんごう 電話番号 0852-24-4855
し せつ ちやう 施設 長	にしお すなお 西尾 淳
かん り しゃ 管 理 者	ますもと ゆ み 増本 由美
サービス管理責任者	ますもと ゆ み 増本 由美
てい いん 定 員	32人 (かえで 4人)
かいせつねんがっぴ 開設年月日	へいせい ねん がつ か 平成21年5月10日

もくてき うんえいほうしん  
**3. サービスの目的・運営方針**

もく 目 的	しゃがいふくし ほうじん さんいん かていがくいん い か ほうじん 社会福祉法人 山陰家庭学院 (以下「法人」という。) が開設するひまわりの いえ おこな しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん 家が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (以下「法」という。) に基づく指定共同生活援助事業 (以下「共同生活 えんじょ 援助」という。) の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に てきせい うんえい かくほ 関する事を項定め、支給決定を受けた障害者 (以下「利用者」という) に かん じ こうさだ しきゅうけつてい う しょうがいしゃ い か りようしゃ 対する適正な生活援助を提供することを目的とします。
うんえいほうしん 運営方針	ひまわりの家は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は いえ りようしゃ ちいき きょうどう じりつ にちじょうせいかつまた 社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びに しゃかいせいかつ いとな りようしゃ しんたいおよ せいしん じょうきょうなら その置かれている環境に応じて、入浴、排泄又は食事の介護、相談その他 お かんきょう おう にゆうよく はいせつまた しょくじ かいご そうだん た の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行います。

かか ほーむ せつびとう がいよう  
**4. サービスに係るホーム・設備等の概要**

(1) ホーム

たて もの 建 物	しゅ 種 類	グループホーム
	こう 構 造	もくぞう かいだて かわらぶき 木造2階建、瓦葺
	ちくねんすう 築年数	しょうわ ねん がつちく へいせい ねんかいちく 昭和57年2月築 / 平成20年改築

おも せつび  
 (2) 主な設備

	へやすう 部屋数	び 備 考
きよ 居 室	5室	7.5～9.9 m <sup>2</sup> ぜんしつこしつ かんび 全室個室、エアコン完備
しょく 食 堂	1室	9.9 m <sup>2</sup>
よく 浴 室	1室	2.5 m <sup>2</sup>
せんたくしつ 洗濯室	1室	2.5 m <sup>2</sup>
トイレ	1室	1.6 m <sup>2</sup>

※ 居室については、利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない  
 場合もあります。

きょうどう りよう びひんとう  
 (3) 共同で利用する備品等

び 備 品 名	こ 個 数	び 備 考
れいぞうこ 冷蔵庫	だい 1台	しょくどう きょうよう 食堂にて共用

でんし 電子レンジ	だい 1台	しょくどう きょうよう 食堂にて共用
すいほんき 炊飯器	だい 1台	しょくどう きょうよう 食堂にて共用
トースター	だい 1台	しょくどう きょうよう 食堂にて共用
しょくたく 食卓テーブル  いす 椅子	たく 1卓  きやく 6脚	しょくどう きょうよう 食堂にて共用
しょっきだな 食器棚	ほん 1本	しょくどう きょうよう 食堂にて共用
でんきそうじき 電気掃除機	だい 1台	きょうよう 共用
せんたくき 洗濯機	だい 1台	きょうよう 共用
かんそうき 乾燥機	だい 1台	きょうよう 共用

※ 上記の備品以外の、衣類や備品、日常生活用品は利用者にご用意いただきます。

## 5. サービス提供職員の設置状況

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| (1) 管理者       | ひとり<br>1人       |
| (2) サービス管理責任者 | ひとりいじょう<br>1人以上 |
| (3) 看護師       | ひとりいじょう<br>1人以上 |
| (4) 世話人       | にんいじょう<br>5人以上  |
| (5) 生活支援員     | ひとりいじょう<br>1人以上 |
| (6) 夜間支援員     | ひとり<br>1人       |

※ 当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障がい福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ 職員の資質向上のための研修機会の確保等に努めます。

### 【各職種の勤務体系・業務内容】

しよく しゆ 職 種	きんむたいけい ぎやうむないやう 勤務体系・業務内容
しせつちやう かんりしや 施設長・管理者	せいぎ きんむじかんだい 正規の勤務時間帯（9：00～18：00） しよくいんおよ ぎやうむ かんり た かんり いちげんてき おこな 職員及び業務の管理、その他の管理を一元的に行うとともに、職員に法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行います。

<p>サービス 管理責任者</p>	<p>せいぎ きんむじかんたい 正規の勤務時間帯（9：00～18：00）</p> <p>こべつしえんけいかく かん ぎょうむ つぎ かかげる ぎょうむ おこな 個別支援計画に関する業務のほか、次に掲げる業務を行います。</p> <p>① りよう さい りようしゃ かか していしょうがいふくし さーびす じぎょうしゃ 利用に際し、利用者に係る指定障害福祉サービス事業者 等に対する照会等により、心身の状況、ひまわりの家以 外における指定障害サービス等の利用状況を把握しま す。</p> <p>② りようしゃ じりつ にちじょうせいかつ いとな 利用者が、自立して日常生活を営むことができるよう定 期的に検討するとともに、他の指定障害福祉サービス事 業所、指定施設障害福祉サービス提供者等との連携、 調整を行います。</p> <p>③ ほか しょくいん たい ぎじゆつしどう また じよげん おこな 他の職員に対する技術指導、又は助言を行います。</p>
<p>かん 護 し 師</p>	<p>せいぎ きんむじかんたい 正規の勤務時間帯（9：00～18：00）</p> <p>にちじょうてき けんこうかんり りゆうい いりょうてきしえん はっせい ぼあい 日常的に健康管理に留意し、医療的支援が発生した場合に は医療との連携を図ります。</p>
<p>せ わ にん 世 話 人</p>	<p>せいぎ きんむじかんたい よく 正規の勤務時間帯（17：00～翌10：00）</p> <p>りようしゃ たい しょくじ ていきょう にちじょうせいかつじょう そうだんおよ にゅう 利用者に対して、食事の提供、日常生活上の相談及び入 浴等の支援等について、生活支援員と協同して適切に援助 を行います。</p>
<p>せいかつしえんいん 生活支援員</p>	<p>せいぎ きんむじかんたい よく 正規の勤務時間帯（17：00～翌10：00 9：00～18：00）</p> <p>りようしゃ たい しょくじ ていきょう にちじょうせいかつじょう そうだんおよ にゅう 利用者に対して、食事の提供、日常生活上の相談及び入 浴等の支援等について、世話人と協同して適切に援助を行 います。</p>
<p>や かん しえんいん 夜間支援員</p>	<p>せいぎ きんむじかんたい よく 正規の勤務時間帯（17：00～翌10：00）</p> <p>やかん りようしゃ じょうきょう おう しゅうしんじゅんび かくにん ねがえ はい 夜間、利用者の状況に応じ就寝準備の確認、寝返りや排 泄支援のほか、緊急時の対応を行います。</p>
<p>しせつしょくいん 施設職員</p>	<p>ひつよう 必要に応じて</p>

ていきょう ないよう  
**6. サービス提供の内容**

かいごきゅうふひ くんれんとうきゅうふひたいしやう ないよう  
**(1) 介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容**

サービスの種類	サービスの内容
そうだんおよ えんじよ 相談及び援助	りようしやおよ かぞく きぼう せいかつ りようしや しんしん じょうきやうとう はあく 利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談や助言、援助等を行います。
しょく じ 食事	せわにん えいよう かくじん しこう かんが と こんだて 世話人が栄養と各人の嗜好を考えながらバラエティーに富んだ献立を工夫し、利用者と一緒に作ります。(食材料費及び食事に係る水道光熱費は対象外サービスです。)
はい せつ 排泄	はいせつ かん えんじよ おこな 排泄に関する援助を行います。
にゅう よく 入浴	にゅうよく かん えんじよ おこな 入浴に関する援助を行います。
きが せいようとう 着替え、整容等	み せいけつ とく ちゅうい はら 身だしなみ、清潔さには特に注意を払います。 りようしや この きぼう こうにゅう つ そ 利用者の好みにより、希望があれば購入にあたり付き添います。 きせつ ころもが せいり せいとん みまも えんじよ 季節による衣替え、整理、整頓の見守り、援助をします。
かつ どう し えん 活動支援	ちいきぎやうじ さんか そくしん 地域行事への参加を促進します。 ちいきしやうてん か ものとう しえん じしゅせい そだ 地域商店への買い物等を支援し、自主性を育てます。 せいかつ なか たの え よ かつどう そうだん 生活の中にゆとりと楽しみが得られるように余暇活動についての相談や助言、援助等を行います。 じゆろろ そうだん じよげん えんじよとう おこな 就労についての相談、助言、援助等を行います。
けん こう かん り 健康管理	じやうじ せわにんとう かんさつ しつべいよぼう けんこうかんり つと 常時は、世話人等により観察、疾病予防、健康管理に努めます。 きんきゆうじひつやう しゅじい きやうりよくいりようきかんとく せきにん また、緊急時必要により、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 りようしや いりようきかん つういん ばあい つ そ とう はいりよ 利用者が医療機関に通院する場合には、その付き添い等について配慮をします。(付き添い料がかかる場合があります。)
にゅういんとう かん 入院等に関する支援	りようしや にゅういん びやういん しんりやうじよ ほうもん れんらくちやうせいおよ いるい 利用者が入院している病院や診療所を訪問し、連絡調整及び衣類等の準備、その他の日常生活上の支援を行います。
きん せん かん り 金銭管理	りようしや じょうきやう きぼう ひつやう おう そうだん じよげん えんじよ かんりとう 利用者の状況、希望により、必要に応じ相談、助言、援助、管理等をおこなを行います。

かいごきゅうふひ くれんとうきゅうふひたいしょうがい ないよう  
 (2) 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
家賃	生活保護、低所得の方に対しては、補足給付（家賃助成）により、1万円を減じた費用を徴収いたします。	月額 25,000円 家賃助成対象者 月額 15,000円
食材料費	朝、夕食に関する食材料費 昼食は各自で準備していただきます。	朝食 250円 夕食 350円
光熱水費	共同で使う水道・光熱費は、使用された金額を負担していただきます。	日額 500円
日常生活上必要な諸経費	日常生活に要する費用で利用者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用。 (町内会費含む)	実費
健康診断 インフルエンザ予防接種等	一般検診・成人病検診 インフルエンザ予防接種	実費
日常生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者の同意を得て代行します	実費
その他	昼食を必要に応じて提供します。 居室用防炎カーテン、ベッド、タンス、布団等は各自で準備していただきます。	昼食 300円

※ 食材料費、光熱水費については、各年度、精算し返金又は、追加徴収させていただきます。

※ 嗜好品等の費用がかかる場合は、実費請求させていただきます。

サービスの概要

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

りょうりょうきん  
7. 利用料金

かいごきゅうふひ くんれんとうきゅうふひたいしょう ないよう りょうきん  
(1) 介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容の料金

かいごきゅうふひ くんれんとうきゅうふひ ていきょう さい りょうりょうきん こうせい  
介護給付費・訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生  
ろうどうだいじん さだ がく わり かいごきゅうふひ くんれんとうきゅうふひ きゅうふたいしょう  
労働大臣の定める額）のうち9割が介護給付費・訓練等給付費の給付対象となります。

じぎょうしゃ かいごきゅうふひ くんれんとうきゅうふひとう きゅうふ しちょう ちやくせつう と だいいりじゅりよう ばあい  
事業者が介護給付費・訓練等給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、  
りょうりょうきんぜんたい わり がく じぎょうしゃ しはら  
利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。

ていりつふたん りょうりょうきん  
(定率負担または利用者負担額といいます)

ていりつふたん りょうりょうきん けいげんとう てきよう ばあい かぎ  
なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。  
しょうがいふくし じゅきゅうしゃしょう かくにん  
せん。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

かいごきゅうふひ くんれんとうきゅうふひたいしょうがい ないよう りょうきん  
(2) 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容の料金

じょうき ていきょう ないよう かいごきゅうふひ くんれんとうきゅうふひたいしょうがい ないよう  
上記「6. サービス提供の内容(2) 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容」の  
こうもく さんしょう やちんちようしゅう ほうていだいいりじゅりよう ばあい やちんがく とくてい  
項目をご参照ください。なお家賃徴収にあたっては、法定代理受領の場合、家賃額から特定  
しょうがいしゃとくべつきゅうふひ ほそくきゅうふ げん がく ひよう ちようしゅう しょう ふくし  
障害者特別給付費（補足給付）を減じた額の費用を徴収いたします。障がい福祉サービス  
じゅきゅうしゃしょう かくにん  
受給者証をご確認ください。

だいいりじゅりよう おこな ばあい  
(3) 代理受領を行わない場合

かいごきゅうふひ くんれんとうきゅうふひ じぎょうしゃ だいいりじゅりよう おこな りょうりょうきん しょうかんぼら  
介護給付費・訓練等給付費について事業者が代理受領を行わない（利用者が償還払いを  
きぼう ばあい かいごきゅうふひ くんれんとうきゅうふひ ぜんがく しはら  
希望する）場合は、介護給付費・訓練等給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この  
ばあい かいごきゅうふひ ていきょうしょうめいしょ こうふ りょうりょうきん しょうかんぼら  
場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住いの市町村に介  
ごきゅうふひ くんれんとうきゅうふひ しきゅう りょうりょうきんぜんたい のぞ しんせい くだ  
護給付費・訓練等給付費の支給を（利用者負担額を除く）を申請して下さい。

りょうりょうきん しはらいほうほう  
(4) 利用料金のお支払方法

ぜんき りょうりょうきん げつ けいさん せいきゅう よくつき か い か  
前記(1)(2)の料金は1か月ごとに計算し、請求しますので、翌月20日までに以下のい  
ほうほう しはら くだ  
ずれかの方法でお支払い下さい。

げつ み きかん かん りょうりょうきん りょうにつう もと けいさん  
なお、1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した  
きんがく  
金額とします。

まどぐち げんきんしはら  
(ア) 窓口での現金支払い

かきしていこうぎ ふりこ  
(イ) 下記指定口座への振込み

さんいんごうどうぎんこう しまだいまえしてん ふつうよきん  
(2) 山陰合同銀行 島大前支店 普通預金 2771470

いへ さんいんかていがくいん りじちょう さわ しんご  
ひまわりの家 山陰家庭学院 理事長 澤 真吾

(ア) 金融機関口座からの口座振替

ご利用できる金融機関：山陰合同銀行

## 8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合がある

ため、それらについては別紙個人情報使用同意書に基づき対応いたします。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応

利用者

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ医療機関

緊急連絡先①

緊急連絡先②

<p>利用者のかかりつけ医療機関</p>	<p>医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：</p>
<p>緊急連絡先①</p>	<p>住所： 電話番号： 氏名： 続柄：</p>
<p>緊急連絡先②</p>	<p>住所： 電話番号： 氏名： 続柄：</p>

10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

<p>とうじぎょうしょ 当事業所</p> <p>りようそうだんまどぐち ご利用相談窓口</p>	<p>くじょうかいけつせきにしや ・苦情解決責任者 西尾 淳</p> <p>くじょううけつけたんとうしや ・苦情受付担当者 増本 由美</p> <p>たなか たかひろ 田中 孝拓</p> <p>りようじかん ・ご利用時間 9:00～ 17:00 (日曜、祝祭日を除く)</p> <p>でんわばんごう ・電話番号: 0852-23-9925</p> <p>F A X: 0852-67-1690</p> <p>たんとうしや ふざい ばあい じむしょ もう で ・担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。</p>	
<p>だいさんしやいいん 第三者委員</p>	<p>きしだ かずとし 岸田 和俊</p>	<p>でんわばんごう 電話番号 (0852) 20-6818</p> <p>べんごし 弁護士</p>
	<p>いまおか てるお 今岡 輝夫</p>	<p>でんわばんごう 電話番号 (0853) 63-1526</p> <p>がくしきけいけんしや 学識経験者</p>
<p>かくしちやうやくぼ 各市町役場</p>	<p>かくしちやうやくぼ 各市町役場へお問い合わせください。</p>	
<p>しまねけん 島根県</p> <p>しやかいふくしきやうぎかい 社会福祉協議会</p> <p>うんえいてきせいはいいん (運営適正化委員)</p>	<p>しよざいち しまねけんまつえしひがしつだちやう ・所在地: 島根県松江市東津田町1741-3</p> <p>いきいきプラザ<sup>かい</sup>2階</p> <p>でんわばんごう ・電話番号: 0852-32-5994</p> <p>・F A X: 0852-32-5913</p> <p>うけつけじかん げつ きん ・受付時間: 月～金 8:30～17:00</p> <p>ど にち しゅくさいじつ のぞ (土、日、祝祭日を除く)</p>	

(2) 虐待防止に関する相談窓口

りようしや じんけん ようご ぎやくたい ぼうしとう ひつよう そち おこな  
利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な措置を行います。

<p>ぎやくたいぼうし かん 虐待防止に関する</p> <p>そうだんまどぐち 相談窓口</p>	<p>ぎやくたいぼうしせきにしや 虐待防止責任者: 西尾 淳</p> <p>まどぐちたんとうしや 窓口担当者: 増本 由美</p> <p>りようじかん ご利用時間: 9:00～ 17:00 (土、日、祝祭日を除く)</p> <p>でんわばんごう 電話番号: 0852-23-9925</p> <p>F A X: 0852-67-1690</p>	
--	--	--

【人権及び虐待防止のための措置】

ひまわりの家は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため次の措置を講じます。

- ① 人権の擁護、虐待防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- ② 法人内に設置する「障害者虐待防止委員会」に参加して、虐待の防止のための対策等の検討を行います。
- ③ 法人が定める「障害福祉施設における虐待防止マニュアル」に基づき、対策及び対応を行います。
- ④ 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修を実施します。
- ⑤ その他、利用者の人権の擁護、虐待防止等のための必要な措置を行います。

2 ひまわりの家の職員は利用者に対し、身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行いません。

11. 協力医療機関

医療機関の名称	松江赤十字病院		
所在地	松江市母衣町200		
電話番号	0852-24-2111		
診療科	精神科・内科 他	入院設備	あり有

※ 上記の他、各専門医に協力依頼しております。

12. 事故および非常災害時の対策

事故発生時の対応	<p>サービス利用中に事故が発生した場合には、県、市町および利用者のご家族に対して連絡を取り、必要な対応をします。</p> <p>サービス提供時に利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。</p> <p>事故状況および対応などを記録します。</p>
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機</li> <li>・消火器</li> <li>・非常通報装置</li> <li>・誘導灯</li> </ul>

	<p>・ガス漏れ報知機</p> <p>・防災カーテン（共有部分、縁側）</p>
へいじ くんれん 平時の訓練	<p>ずいじ ひなん ぼうさいくんれん りようしゃ かた さんか じっし</p> <p>随時、避難・防災訓練を、利用者の方も参加し実施します。</p>
ぎょうむけいぞくけいかく 業務継続計画	<p>かんせんしょう ひじょうさいがいほっせいじ りようしゃ しえん けいぞくてき おこな</p> <p>感染症や非常災害発生時には、利用者への支援を継続的に行う</p> <p>とともに、業務の継続を図るための業務継続計画を策定し適切な対応を行います。</p>
ほけんかにゆう 保険加入	<p>じ こ さいがい そな そんがいばいしょうほけん かにゆう</p> <p>事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。</p> <p>かにゆうほけんがいしゃめい そんがいほけん かぶしきがいしゃ</p> <p>加入保険会社名： 損害保険ジャパン株式会社</p> <p>かにゆうほけんないよう ばいしょうほけん</p> <p>加入保険内容： 賠償保険</p>

13. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

せつび きぐ りよう 設備・器具の利用	<p>かく せつび きぐ ほんらい ようほう りよう</p> <p>各ホームの設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。</p> <p>はん りよう はそん しょう ばあい ばいしょう</p> <p>これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。</p>
きつ えん いん しゅ 喫煙・飲酒	<p>しつない きんえん きつえん き ぼしょ ねが</p> <p>室内は禁煙です。喫煙は決められた場所でお願ひします。</p> <p>いんしゅ せつど も ねが</p> <p>飲酒は節度を持ってされるようお願いひします。</p>
きちょうひん かんり 貴重品の管理	<p>きちょうひん りようしゃ せきにん かんり じ こ</p> <p>貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己</p> <p>かんり りようしゃ きぼう じぎょうしょ</p> <p>管理のできない利用者につきましては希望により事業所にて</p> <p>かんり いた</p> <p>管理を致します。</p>
いせいかん こうさい 異性間の交際	<p>むだんがいはく せつど そうだん いせい</p> <p>無断外泊などのないよう、節度をわきまえ、相談もなく異性</p> <p>まね えんりよ</p> <p>をホームに招き入れることはご遠慮ください。</p>
しゅうきょうかつどう せいじ 宗教活動・政治 かつどう えりりかつどう 活動・営利活動	<p>りようしゃ しそう しんこう じゅう た りようしゃ たい しゅうきょう</p> <p>利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教</p> <p>かつどう せいじかつどうおよ えりりかつどう えんりよ</p> <p>活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。</p>
けいやく しゅうりよう 契約の終了	<p>にゅうきよしゃ りよう けいやく しゅうりよう ばあい にちいじょう よこく</p> <p>1. 入居者は、利用の契約を終了する場合は、30日以上の前</p> <p>きかん ぶんしょ じぎょうしゃ つうち けいやく かいじよ</p> <p>期間において、文書で事業者に通知することで、契約を解除</p> <p>じぎょうしゃ ていきょう</p> <p>することができます。また、事業者もしくはサービス提供</p> <p>たんとうしょくいん ふてきせつ こうい おこな ばあい にゅうきよしゃ</p> <p>担当職員が、不適切な行為を行った場合は、入居者はただ</p> <p>けいやく かいじよ</p> <p>ちに契約を解除することができます。</p>

	<p>じぎょうしゃ え じじょう ばあい にゆうきょしゃ たい  <b>2. 事業者はやむを得ない事情がある場合には、入居者に対し</b>  にちかん よこくきかん りゆう しめ ぶんしょ つうち  <b>し 30日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知する</b>  けいやく かいじょ  <b>ことにより、この契約を解除することができます。</b></p> <p>にゆうきょご にゆうきょしゃ じょうたい へんか かき かくごう み  <b>3. 入居後、入居者の状態が変化し、下記の各号を満たさな</b>  ばあい たいきょ ようせい ばあい  <b>い場合には、退居を要請する場合があります。</b></p> <p>けんか こうろん だいすいとうたにん めいわく こうい  <b>(1) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかける行為をしないこと。</b></p> <p>かく ちつじょ ふうき みだし あんぜんえいせい がい こうい  <b>(2) 各ホームの秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害する行為をしないこと。</b></p> <p>じょうじりょうきかん ちりょう ひつよう  <b>(3) 常時医療機関において治療する必要がないこと</b></p> <p>してい ばしょいがい かき もち  <b>(4) 指定した場所以外では火気を用いないこと。</b></p> <p>たにん ない い  <b>(5) 他人をホーム内に入れないこと。</b></p> <p>たいきょ さい にゆうきょしゃ かぞく たい てきせつ えんじょ  <b>※退居に際しては、入居者または家族に対して適切な援助を</b>  おこな た きかん れんけい つと  <b>行うとともに、他の機関との連携に努めます</b></p>
--	--

#### 14. 身体拘束等の禁止について

- (1) 緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。  
緊急やむを得ない場合には、法人が定める「障害福祉施設における身体拘束等適正化のための指針」に基づき作成した「障害福祉施設における身体拘束廃止マニュアル」に従って対策及び対応を行います。
- (2) 法人が設置する「障害者虐待防止委員会」において検討を行い、職員への周知を図ります。
- (3) 身体拘束の廃止のための職員に対する研修を実施します。

#### 15. 地域との連携

- (1) ひまわりの家は、共同生活援助サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図ります。
- (2) ひまわりの家は、共同生活援助サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等装置等を活用して行うことができます。)(以下この条において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議にお

いて、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。

(3) ひまわりの家は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回

以上、地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所等を見学する機会を設けます。

(4) ひまわりの家は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当

該記録を公表します。

## 16. 運営規程等の閲覧について

運営規程、職員の勤務体制など重要事項を記載したファイルを事業所内に備え付けており、自由に閲覧ができます。

## 17. 第三者機関による評価について

実施していない。

とうじぎょうしょ  
当事業所は、  
じこう せつめい  
事項について説明いたしました。

さま たい しえん ていきょう じょうき じゅうよう  
様に対する支援サービス提供にあたり、上記のとおり重要

じ ぎょうしょ じゅうしょ  
事業所住所

〒690-0825

しまねけんまつえしがくえん ちょうめ  
島根県松江市学園1丁目6-38

じ ぎょうしょ せいめい  
事業所名

きょうどうせいかつえんじょじぎょうしょ いえ  
共同生活援助事業所 ひまわりの家

せつめいしゃ しめい  
説明者氏名

かんりせきにんしゃ  
サービス管理責任者

わたし ほんしょしょめん もと しゃかいふくしほうじん さんいんかていがくいん きょうどうせいかつえんじょじぎょうしょ  
私は、本書書面に基づいて社会福祉法人 山陰家庭学院 共同生活援助事業所  
いえ しょくいん しめい じゅうようじこう せつめい う  
ひまわりの家の職員（氏名）から「かえで」の重要事項の説明を受け、  
ないよう どうい  
その内容に同意します。

れいわ ねん がつ にち  
令和 年 月 日

り よう しゃ  
利用者

じゅう しょ  
住所  
しめい  
氏名

〒

印

だい ひつ しゃ  
(代筆者)

じゅう しょ  
住所  
しめい つづきがら  
氏名 (続柄)

〒

印

かぞくだいひょう  
家族代表

じゅう しょ  
住所  
しめい つづきがら  
氏名 (続柄)

〒

印

こうけん にん ほさにんとう  
後見人・保佐人等( )

じゅう しょ  
住所  
しめい  
氏名

〒

印